

三重県石油コンビナート等防災計画 令和6年3月修正概要

1 時点修正事項

県庁内各部局や各市町、各関係機関から出された意見に基づき修正を行いました。

○第1章 総則

第5節 特別防災区域の概況

- ・ 特定事業所数、貯蔵・取扱量、処理量等の時点修正 【新旧対照表 P1】
- ・ 四日市臨海地区特定事業所位置図 【新旧対照表 P2】
- ・ 事業所種別、事業所名の時点修正 【新旧対照表 P3】

第7節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

- ・ 5 国の防災関係機関(3) イの記述内容の一部修正 【新旧対照表 P4】

○第4章 災害予防計画

第1節 事故災害予防計画

- ・ 2 防災関係機関(2) ア、キの記述内容の一部修正 【新旧対照表 P5】

第4節 教育訓練及び防災訓練計画 第1 教育訓練

- ・ 2 防災関係機関(2) 記述内容の一部修正及び行ずれ 【新旧対照表 P6-8】

○第5章 災害応急対策計画

第2節 通報及び情報の収集伝達計画

- ・ 四日市臨海地区通報系統図の FAX 番号を時点修正（愛知県石油コンビナート等防災本部） 【新旧対照表 P9】

第12節 自衛隊災害派遣要請計画

- ・ 2 災害派遣要請の手続(1) の記述内容の一部修正 【新旧対照表 P10】

2 修正日

令和6年3月22日 三重県石油コンビナート等防災本部会議

三重県石油コンビナート等防災計画 令和5年3月版(現行)

第5節 特別防災区域の概況

四日市臨海地区は、四日市市に位置し、面積11.01km²、34の特定事業所(第一種事業所15、第二種事業所19)で形成されており、石油精製、石油化学を主体とした全国有数のコンビナート地区である。

三重県石油コンビナート等特別防災区域概況(令和5年1月1日現在)

区分	面積 km ²	貯蔵・取扱・処理量		特定事業所		
		石油 千kl	高圧ガス 十万Nm ³	総 数	第一種事業所 (内レイアウト)	第二種事業所
四日市臨海地区	11.01	6,837	5,793	34	15(10)	19

三重県石油コンビナート等防災計画 令和6年3月修正(案)

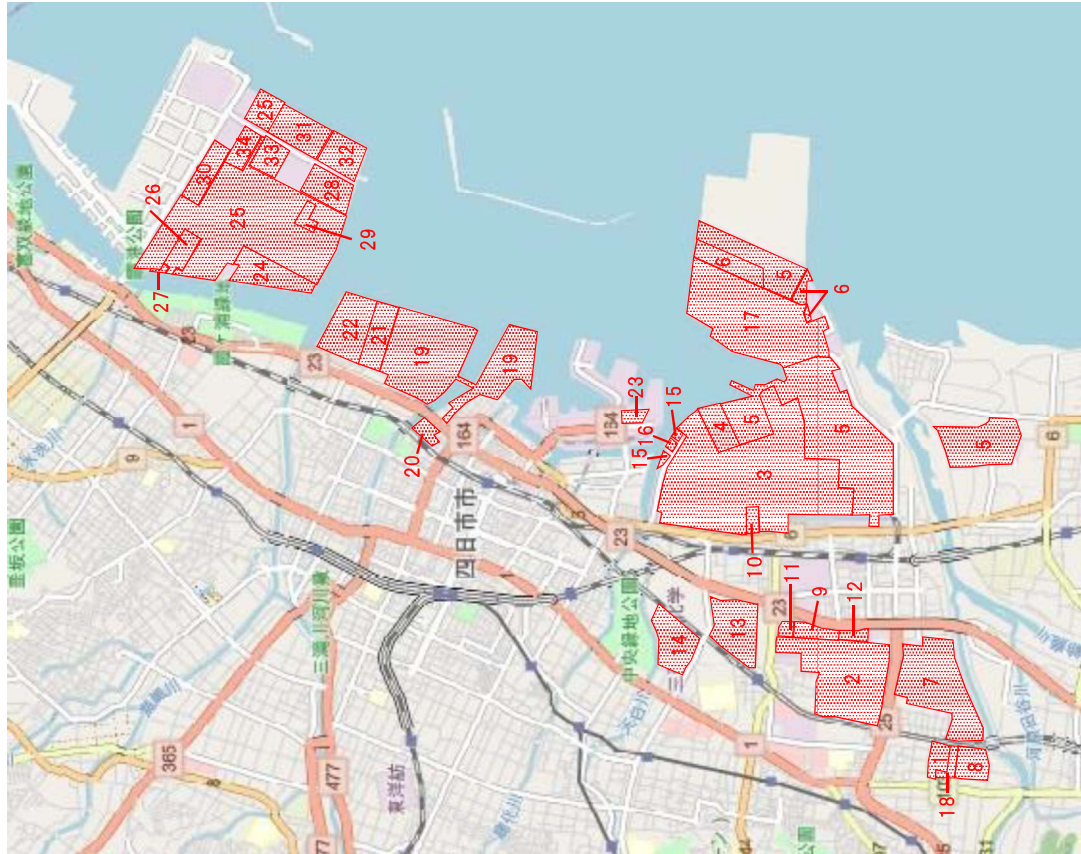
第5節 特別防災区域の概況

四日市臨海地区は、四日市市に位置し、面積11.01km²、34の特定事業所(第一種事業所15、第二種事業所19)で形成されており、石油精製、石油化学を主体とした全国有数のコンビナート地区である。

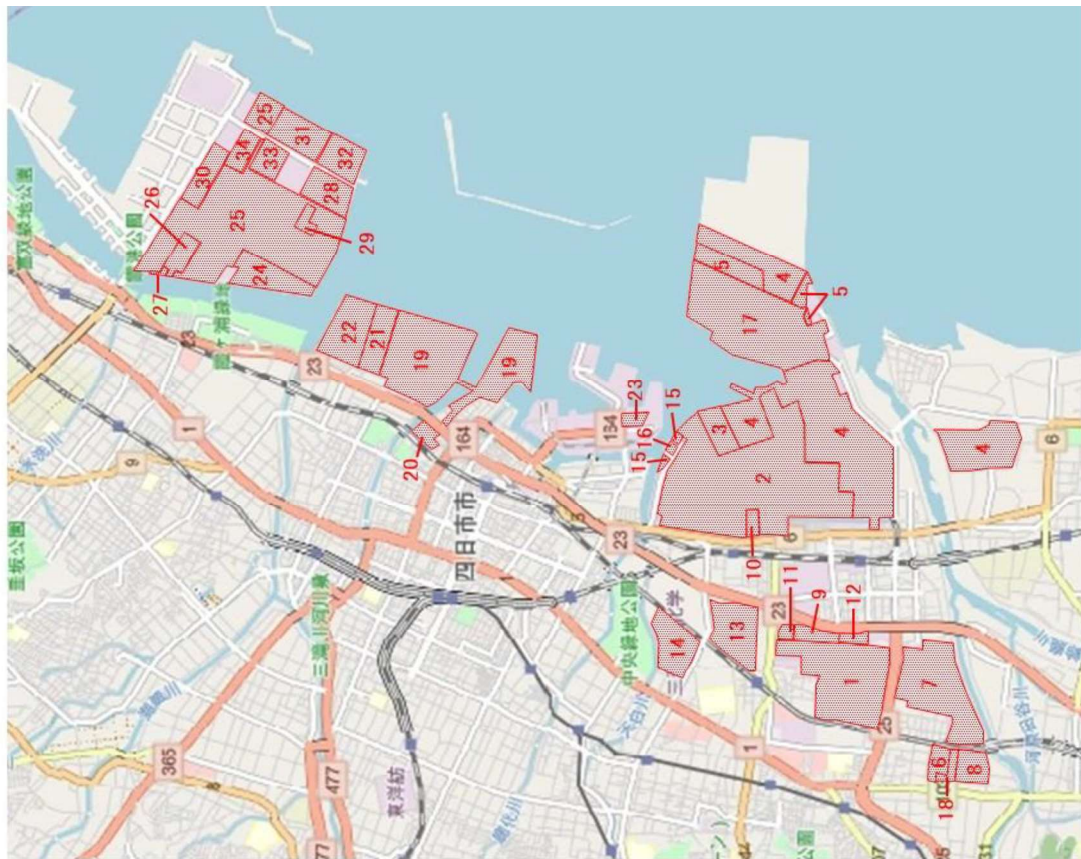
三重県石油コンビナート等特別防災区域概況(令和6年1月1日現在)

区分	面積 km ²	貯蔵・取扱・処理量		特定事業所		
		石油 千kl	高圧ガス 十万Nm ³	総 数	第一種事業所 (内レイアウト)	第二種事業所
四日市臨海地区	11.01	6,796	5,788	34	15(10)	19

四日市臨海地区特定事業所位置図



四日市臨海地区特定事業所位置図



三重県石油コンビナート等防災計画 令和5年3月版(現行)

四日市臨海地区特定事業所一覧

番号	種別	事業所名
1	第二種	三菱ケミカル㈱三重事業所 北大治田地区
2	第一種	㈱ENEOSマテリアル四日市工場
3	〃	三菱ケミカル㈱三重事業所 塩浜地区
4	〃(※)	コスモ石油㈱塩浜油槽所
5	〃	昭和四日市石油㈱四日市製油所
6	〃(※)	三菱マテリアル㈱四日市工場
7	第二種	三菱ケミカル㈱三重事業所 川尻地区
8	〃	三菱ケミカル㈱三重事業所 大治田地区
9	〃	㈱ジェイエスビー四日市 第一工場
10	〃	四日市合成㈱四日市工場
11	〃	四日市合成㈱六呂見工場
12	〃	東邦化学工業㈱四日市工場
13	〃	味の素㈱東海事業所
14	〃	三菱瓦斯化学㈱四日市工場
15	〃	日本トランスシティ㈱東邦町タンクヤード
16	〃	中部海運㈱東邦町タンクヤード
17	〃	石原産業㈱四日市工場
18	〃	ライオン・スベシヤリティ・ケミカルズ㈱四日市工場
19	第一種	コスモ石油㈱四日市製油所
20	〃(※)	コスモ石油㈱第1陸上出荷場
21	〃	KHネオケム㈱四日市工場 午起製造所
22	第二種	㈱JERA四日市火力発電所
23	〃	第一工業製薬㈱四日市工場 千歳地区
24	第一種	KHネオケム㈱四日市工場 設ケ浦製造所
25	〃	東ソー㈱四日市事業所
26	〃	丸善石油化学㈱四日市工場
27	〃(※)	四日市オキシトン㈱四日市工場
28	〃	四日市エルピージー基地㈱設ケ浦事業所
29	〃	日本ポリプロ㈱四日市工場
30	〃(※)	DIC㈱四日市工場
31	第二種	㈱JERA四日市LNGセンター
32	〃	東邦ガス㈱四日市工場
33	〃	コスモ石油㈱四日市設ケ浦
34	〃	第一工業製薬㈱四日市工場 霞地区

注) (※) はレイアウト対象外事業所を示す。

三重県石油コンビナート等防災計画 令和6年3月修正(案)

四日市臨海地区特定事業所一覧

番号	種別	事業所名
1	第二種	㈱ENEOSマテリアル四日市工場
2	〃	三菱ケミカル㈱東海事業所 塩浜地区
3	〃(※)	コスモ石油㈱塩浜油槽所
4	〃	昭和四日市石油㈱四日市製油所
5	〃(※)	高純度シリコン㈱
6	第二種	三菱ケミカル㈱東海事業所 北大治田地区
7	〃	三菱ケミカル㈱東海事業所 川尻地区
8	〃	三菱ケミカル㈱東海事業所 大治田地区
9	〃	㈱ジェイエスビー四日市 第一工場
10	〃	四日市合成㈱四日市工場
11	〃	四日市合成㈱六呂見工場
12	〃	東邦化学工業㈱四日市工場
13	〃	味の素㈱東海事業所
14	〃	三菱瓦斯化学㈱四日市工場
15	〃	日本トランスシティ㈱東邦町タンクヤード
16	〃	中部海運㈱東邦町タンクヤード
17	〃	石原産業㈱四日市工場
18	〃	ライオン・スベシヤリティ・ケミカルズ㈱四日市工場
19	第一種	コスモ石油㈱四日市製油所
20	〃(※)	コスモ石油㈱第1陸上出荷場
21	〃	KHネオケム㈱四日市工場 午起製造所
22	第二種	㈱JERA四日市火力発電所
23	〃	第一工業製薬㈱四日市工場 千歳地区
24	第二種	KHネオケム㈱四日市工場 設ケ浦製造所
25	〃	東ソー㈱四日市事業所
26	〃	丸善石油化学㈱四日市工場
27	〃(※)	四日市オキシトン㈱四日市工場
28	〃	四日市エルピージー基地㈱設ケ浦事業所
29	〃	日本ポリプロ㈱四日市工場
30	〃(※)	DIC㈱四日市工場
31	第二種	㈱JERA四日市LNGセンター
32	〃	東邦ガス㈱四日市工場
33	〃	コスモ石油㈱四日市設ケ浦
34	〃	第一工業製薬㈱四日市工場 霞地区

注) (※) はレイアウト対象外事業所を示す。

- (2) 第四管区海上保安本部
 - ア 災害情報の収集及び伝達
 - イ 避難の援助及び勧告
 - ウ 海上消防活動
 - エ 流出油等に対し措置義務者に措置を命ずる等必要な措置
 - オ 海上交通安全の確保及び海上交通規制
 - カ 海上における治安の維持
 - キ 人員及び救援物資の緊急輸送
 - ク 海上災害に関する教育訓練
 - ケ 防災に関する調査研究
 - コ その他海上災害に関する措置

(3) 三重労働局

- ア 労働災害防止に関する指導・監督
- イ 計画届の履行と審査
- ウ ボイラー・圧力容器等の検査
- エ 安全衛生教育に関する指導・支援
- オ 災害調査の実施及び再発防止対策指導
- カ 自主的安全衛生活動の促進指導

(4) 中部地方整備局

- ア 直轄国道の通行確保に関すること
- イ 災害から港湾並びに地域住民の生命、財産等を保護するための港湾施設、海岸保全施設等の整備に関する計画及び指導
- ウ 港湾施設、海岸保全施設等の被災に際し、必要に応じ総合的な応急対策及び応急復旧工法についての指導
- エ 海上の流出油災害に対し、防除等必要な措置の実施
- オ 名古屋港に整備した浮体式防災基地の活用(ヘリコプター離発着場、防災資機材集結場所等)による後方支援

(5) 中部管区警察局

- ア 管区内各県警察の指導・調整
- イ 他管区警察局との連携
- ウ 関係機関との協力
- エ 災害情報の収集及び連絡
- オ 警察通信の運用

- (2) 第四管区海上保安本部
 - ア 災害情報の収集及び伝達
 - イ 避難の援助及び勧告
 - ウ 海上消防活動
 - エ 流出油等に対し措置義務者に措置を命ずる等必要な措置
 - オ 海上交通安全の確保及び海上交通規制
 - カ 海上における治安の維持
 - キ 人員及び救援物資の緊急輸送
 - ク 海上災害に関する教育訓練
 - ケ 防災に関する調査研究
 - コ その他海上災害に関する措置

(3) 三重労働局

- ア 労働災害防止に関する指導・監督
- イ 計画届の履行と審査
- ウ ボイラー・圧力容器等の検査
- エ 安全衛生教育に関する指導・支援
- オ 災害調査の実施及び再発防止対策指導
- カ 自主的安全衛生活動の促進指導

(4) 中部地方整備局

- ア 直轄国道の通行確保に関すること
- イ 災害から港湾並びに地域住民の生命、財産等を保護するための港湾施設、海岸保全施設等の整備に関する計画及び指導
- ウ 港湾施設、海岸保全施設等の被災に際し、必要に応じ総合的な応急対策及び応急復旧工法についての指導
- エ 海上の流出油災害に対し、防除等必要な措置の実施
- オ 名古屋港に整備した浮体式防災基地の活用(ヘリコプター離発着場、防災資機材集結場所等)による後方支援

(5) 中部管区警察局

- ア 管区内各県警察の指導・調整
- イ 他管区警察局との連携
- ウ 関係機関との協力
- エ 災害情報の収集及び連絡
- オ 警察通信の運用

三重県石油コンビナート等防災計画 令和5年3月版(現行)

2 防災関係機関

防災関係機関は、それぞれが所管する法令に基づき、特定事業者に対する指導、監督を行うとともに、合同立入検査を実施する等互いに連携を保ちながら、特定事業者の自主保安対策への取り組み等に対して適切な助言を行い災害予防の徹底を図る。

- (1) 中部近畿産業保安監督部
 - ア 石油コンビナートの保安に係る指導
 - イ 高圧ガスの製造、貯蔵、その他取り扱いに関する指導、保安教育の実施に係る指導
 - ウ 電気工作物の検査及び指導
 - エ 特定事業所に対する立入検査
 - オ 自主基準の作成及び自主検査実施の指導、災害安全運動の実施及び防災思想の普及、その他自主的な防災活動体制の確立に係る指導
- (2) 三重労働局
 - ア 臨検監督
 - イ 化学設備のセーフティアセスメントの徹底指導
 - ウ ボイラー、第一種圧力容器等の届出に基づく検査
 - エ 安全衛生に関する管理体制、各種規程等の整備指導
 - オ 化学設備等の自主検査と事後措置の適切な実施指導
 - カ 安全衛生教育に関する指導、援助
 - キ 災害調査の実施及び再発防止対策の確立指導

P5

三重県石油コンビナート等防災計画 令和6年3月修正(案)

2 防災関係機関

防災関係機関は、それぞれが所管する法令に基づき、特定事業者に対する指導、監督を行うとともに、合同立入検査を実施する等互いに連携を保ちながら、特定事業者の自主保安対策への取り組み等に対して適切な助言を行い災害予防の徹底を図る。

- (1) 中部近畿産業保安監督部
 - ア 石油コンビナートの保安に係る指導
 - イ 高圧ガスの製造、貯蔵、その他取り扱いに関する指導、保安教育の実施に係る指導
 - ウ 電気工作物の検査及び指導
 - エ 特定事業所に対する立入検査
 - オ 自主基準の作成及び自主検査実施の指導、災害安全運動の実施及び防災思想の普及、その他自主的な防災活動体制の確立に係る指導
- (2) 三重労働局
 - ア 臨検監督及び安全衛生指導
 - イ 化学設備のセーフティアセスメントの徹底指導
 - ウ ボイラー、第一種圧力容器等の届出に基づく検査
 - エ 安全衛生に関する管理体制、各種規程等の整備指導
 - オ 化学設備等の自主検査と事後措置の適切な実施指導
 - カ 安全衛生教育に関する指導、援助
 - キ 化学物質等による危険性又は有害性等の調査に関する指導
- (3) 海上保安部
 - ア 危険物積載船舶等に対する関係法令の遵守について指導監督
 - イ 危険物荷役棧橋等に対する関係法令の遵守について指導監督
- (4) 県
 - ア 高圧ガス施設に対する保安検査及び立入検査
 - イ 高圧ガス施設の新設又は変更に係る完成検査
 - ウ 保安教育の実施及び保安基準の遵守に係る指導
 - エ 技術基準の遵守及び安全設備の整備強化に係る指導
 - オ 自主保安基準、危害予防、防災の各規程類の作成及びその実施の指導
 - カ 消防機関が行う予防査察等についての助言又は指導
 - キ 防災施設並びに防火設備及び資機材の整備強化等の指導
- (5) 市
 - ア 特定事業所並びにこれらの危険物施設に対する立入検査
 - イ 特定防災施設並びに危険物施設の新設又は変更に係る完成検査
 - ウ 技術基準の遵守及び安全設備の整備強化に係る指導
 - エ 毒物及び劇物関係施設に係る指導及び立入検査
 - オ 防災施設並びに防火設備及び資機材の整備強化等の指導
 - カ 保安防災教育訓練の指導
 - キ 予防規程、防災規程その他防災上必要な事項に係る指導

三重県石油コンビナート等防災計画 令和5年3月版(現行)

第4節 教育訓練及び防災訓練計画

特別防災区域に係る災害の未然防止に関し、必要な知識及び技術を習得するため、また、事故又は南海トラフ地震等による自然災害が発生した場合、迅速かつ的確な災害緊急措置を実施するための教育訓練及び防災訓練を実施するものとする。

なお、これら訓練には南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応にかかるものについても考慮する。

第1 教育訓練

特定事業者は従業員及び必要に応じ協力会社従業員等に対し、教育訓練を実施する。

防災関係機関は、講習会等により特定事業所の従業員及び必要に応じ協力会社従業員等に対する教育訓練を実施する。

1 特定事業者

(1) 特定事業者は、単独又は共同して計画的に従業員及び必要に応じ協力会社従業員等に対し、次に掲げる項目等に係る教育訓練体系の整備及びその実施を行う。

- ア 従業員の経験年数等に応じた教育訓練
- イ 施設の点検及び施設の安全な運転状態を維持するための作業標準等に係る教育訓練
- ウ 施設が正常な運転状態を逸脱した場合において行うべき運転操作等に関する教育訓練
- エ 適切な設備管理及び運転管理を実施するために蓄積された知見並びに過去のトラブル事例等に係る教育訓練

オ 施設の維持管理のための工事、施設の変更のための工事及び施設内部の清掃作業並びに施設の運転開始作業及び運転停止作業等の非常作業を行う場合における作業手順書等の教育訓練

カ 防災資機材の取扱いに関する教育訓練

キ 地震及び津波による浸水、その他異常な自然現象が発生した場合にとるべき行動に関する教育訓練

(2) 特定事業者は、従業員及び協力会社従業員等に対する教育訓練を実施した場合は、その結果等についての評価を実施し、教育訓練内容、設備管理及び運転管理並びに事業所の防災体制、防災施設等及び防災資機材の見直し等に反映する。

(3) 特定事業者は、関係行政機関が行う教育訓練に参加し、知識及び技術の向上を図る。

(4) 特定事業者は、本部長からこれらの教育訓練の実施状況について提示を求められた場合、速やかに報告する。

2 防災関係機関

防災関係機関が行う教育訓練は、次のとおりとする。

- (1) 中部近畿産業保安監督部
高圧ガス関係の保安教育
- (2) 三重労働局
ア 総括安全衛生管理者及び安全衛生管理者教育
イ 取扱作業主任者教育
ウ 監督者及び副長教育
エ 危険、有害業務への雇い入れ、配置換え者の教育
オ 一定の危険有害物取扱者の特別教育
カ 生産技術者教育

三重県石油コンビナート等防災計画 令和6年3月修正(案)

第4節 教育訓練及び防災訓練計画

特別防災区域に係る災害の未然防止に関し、必要な知識及び技術を習得するため、また、事故又は南海トラフ地震等による自然災害が発生した場合、迅速かつ的確な災害緊急措置を実施するための教育訓練及び防災訓練を実施するものとする。

なお、これら訓練には南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応にかかるものについても考慮する。

第1 教育訓練

特定事業者は従業員及び必要に応じ協力会社従業員等に対し、教育訓練を実施する。

防災関係機関は、講習会等により特定事業所の従業員及び必要に応じ協力会社従業員等に対する教育訓練を実施する。

1 特定事業者

(1) 特定事業者は、単独又は共同して計画的に従業員及び必要に応じ協力会社従業員等に対し、次に掲げる項目等に係る教育訓練体系の整備及びその実施を行う。

- ア 従業員の経験年数等に応じた教育訓練
- イ 施設の点検及び施設の安全な運転状態を維持するための作業標準等に係る教育訓練
- ウ 施設が正常な運転状態を逸脱した場合において行うべき運転操作等に関する教育訓練
- エ 適切な設備管理及び運転管理を実施するために蓄積された知見並びに過去のトラブル事例等に係る教育訓練

オ 施設の維持管理のための工事、施設の変更のための工事及び施設内部の清掃作業並びに施設の運転開始作業及び運転停止作業等の非常作業を行う場合における作業手順書等の教育訓練

カ 防災資機材の取扱いに関する教育訓練

キ 地震及び津波による浸水、その他異常な自然現象が発生した場合にとるべき行動に関する教育訓練

(2) 特定事業者は、従業員及び協力会社従業員等に対する教育訓練を実施した場合は、その結果等についての評価を実施し、教育訓練内容、設備管理及び運転管理並びに事業所の防災体制、防災施設等及び防災資機材の見直し等に反映する。

(3) 特定事業者は、関係行政機関が行う教育訓練に参加し、知識及び技術の向上を図る。

(4) 特定事業者は、本部長からこれらの教育訓練の実施状況について提示を求められた場合、速やかに報告する。

2 防災関係機関

防災関係機関が行う教育訓練は、次のとおりとする。

- (1) 中部近畿産業保安監督部
高圧ガス関係の保安教育
- (2) 三重労働局
安全衛生教育等推進要綱に基づく教育・研修
- (3) 県
高圧ガス関係の安全教育
- (4) 消防本部
ア 自衛防災組織及び共同防災組織の活動に関する教育
イ 危険物の安全教育

三重県石油コンビナート等防災計画 令和5年3月版(現行)

キ 統括安全衛生責任者及び安全衛生責任者教育

- (3) 県
 - 高圧ガス関係の安全教育
- (4) 消防本部
 - ア 自衛防災組織及び共同防災組織の活動に関する教育
 - イ 危険物の安全教育

第2 防災訓練

特定事業者及び防災関係機関は、あらかじめ計画を立て、単独又は共同で災害応急対策訓練を行う。また、特定事業者及び防災関係機関は、相互の有機的な連携を図るため、合同で総合的な災害応急対策訓練を行う。

なお、これらの訓練について、事業所外へ影響が及んだ場合及び南海トラフ地震が発生した場合等における初動訓練及び応急対策訓練についても考慮する。

1 訓練の区分

- (1) 単独訓練
 - 特定事業者及び防災関係機関が、災害想定に基づきその業務に関連した訓練種目を設定し、個別に実施する訓練
- (2) 共同訓練
 - 特定事業者及び防災関係機関が、災害想定に基づき必要な訓練種目を設定し、共同で実施する訓練

(3) 総合訓練

特定事業者及び防災関係機関が、災害想定に基づき必要な訓練種目を設定し、合同で年1回以上実施する総合的な訓練

2 訓練種目

- (1) 平常時想定
 - ア 緊急通信訓練
 - イ 従業員の救助・救護訓練
 - ウ 火災、爆発防御訓練
 - エ タンカー等船舶火災防御訓練
 - オ 流出油等処理訓練
 - カ 毒性物質漏洩除去訓練
 - キ 可燃性ガスの漏洩防御訓練
 - ク 情報収集伝達訓練
 - ケ 導管に係る応急対策訓練
 - コ その他必要な訓練
- (2) 地震時等想定（その他の異常な自然現象時を含む）
 - 平常時想定以外の訓練種目に準じ、南海トラフ地震時等における災害の同時発生等の特殊な状況を考慮した訓練

- ア 非常参集訓練
- イ 危険物施設等の点検、整備訓練
- ウ 複数災害同時発生対応訓練
- エ 電気、水、計装用空気その他施設の運転及び制御に不可欠な資源の喪失を想定した訓練

三重県石油コンビナート等防災計画 令和6年3月修正(案)

第2 防災訓練

特定事業者及び防災関係機関は、あらかじめ計画を立て、単独又は共同で災害応急対策訓練を行う。また、特定事業者及び防災関係機関は、相互の有機的な連携を図るため、合同で総合的な災害応急対策訓練を行う。

なお、これらの訓練について、事業所外へ影響が及んだ場合及び南海トラフ地震が発生した場合等における初動訓練及び応急対策訓練についても考慮する。

1 訓練の区分

- (1) 単独訓練
 - 特定事業者及び防災関係機関が、災害想定に基づきその業務に関連した訓練種目を設定し、個別に実施する訓練
- (2) 共同訓練
 - 特定事業者及び防災関係機関が、災害想定に基づき必要な訓練種目を設定し、共同で実施する訓練

(3) 総合訓練

特定事業者及び防災関係機関が、災害想定に基づき必要な訓練種目を設定し、合同で年1回以上実施する総合的な訓練

2 訓練種目

- (1) 平常時想定
 - ア 緊急通信訓練
 - イ 従業員の救助・救護訓練
 - ウ 火災、爆発防御訓練
 - エ タンカー等船舶火災防御訓練
 - オ 流出油等処理訓練
 - カ 毒性物質漏洩除去訓練
 - キ 可燃性ガスの漏洩防御訓練
 - ク 情報収集伝達訓練
 - ケ 導管に係る応急対策訓練
 - コ その他必要な訓練
- (2) 地震時等想定（その他の異常な自然現象時を含む）
 - 平常時想定以外の訓練種目に準じ、南海トラフ地震時等における災害の同時発生等の特殊な状況を考慮した訓練

- ア 非常参集訓練
- イ 危険物施設等の点検、整備訓練
- ウ 複数災害同時発生対応訓練
- エ 電気、水、計装用空気その他施設の運転及び制御に不可欠な資源の喪失を想定した訓練
- オ 津波警報発表時における従業員の避難訓練及び施設の緊急停止訓練
- カ その他必要な訓練

3 報告

特定事業者は、本部長からこれらの訓練の実施状況報告を求められた場合は、速やかに報告する。

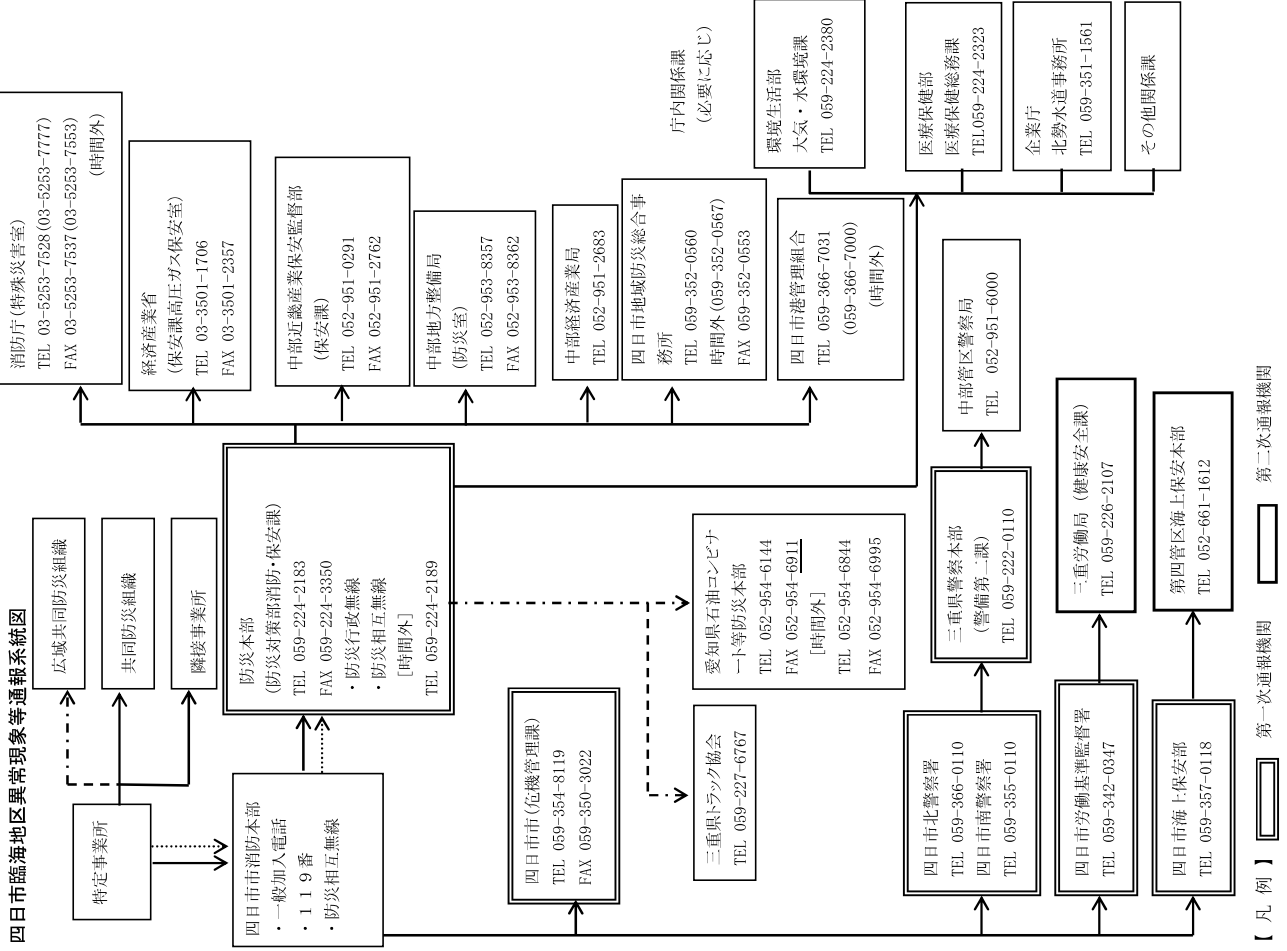
- オ 津波警報等発表時における従業員の避難訓練及び施設の緊急停止訓練
- カ その他必要な訓練

3 報告

特定事業者は、本部長からこれらの訓練の実施状況報告を求められた場合は、速やかに報告する。

三重県石油コンビナート等防災計画 令和5年3月版(現行)

三重県石油コンビナート等防災計画 令和6年3月修正(案)



第12節 自衛隊災害派遣要請計画

特別防災区域において災害が発生し、県民の生命、身体及び財産を保護するため、災害応急対策上自衛隊の支援を必要とする場合は、自衛隊法(昭和29年6月9日法律第165号)第83条の規定に基づき、自衛隊に対し以下により災害派遣を要請するものとする。

1 災害派遣要請の基準

- (1) 特別防災区域において災害が発生し、県民の生命及び財産を保護するための災害応急対策の実施が自衛隊以外の機関で不可能又は困難であると認められるとき。
- (2) 特別防災区域において災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ自衛隊の派遣以外に方法がないとき。

2 災害派遣要請の手続

- (1) 市長の派遣要請の要求

市長は、自衛隊の派遣を要請しなければならない事態が発生(次項に規定する場合を含む。)したときは、災害派遣要求書(県地域防災計画添付資料参照)に次の事項を記入し、四日市地域防災総合事務所長又は紀北地域活性化局長を経由して知事(防災対策部消防・保安課)に提出する。ただし、事態が急を要するときは、電話又は非常無線等で通報し、事後に文書を送付することができる。

また、市長は、人命救助等事態が急迫し、速やかに自衛隊の派遣を要すると認められる場合は、知事に対し自衛隊の派遣の要請を求めることができる。その後、必要に応じて直接自衛隊に対し事態の状況を通報することができる。

なお、知事に派遣要請を求めることができない場合には、市長は、その旨及び当該市の地域に係る災害の状況を自衛隊の部隊等の長に通知することができる。ただし、事後速やかに自衛隊の部隊等の長に通知した旨を知事に通知する。

- ア 災害の状況及び派遣要請を要求する事由(特に災害区域の状況を明らかにすること。)

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となる事項

※ 緊急時派遣要請要求先電話番号

消防・保安課 平日の昼間 059-224-2183

平日の夜間及び土、日、祝日 059-224-2189

- (2) 防災関係機関の派遣要請の要求

防災関係機関は、自衛隊の派遣を要請しなければならない事態が発生したときは、市長に通報する。

第12節 自衛隊災害派遣要請計画

特別防災区域において災害が発生し、県民の生命、身体及び財産を保護するため、災害応急対策上自衛隊の支援を必要とする場合は、自衛隊法(昭和29年6月9日法律第165号)第83条の規定に基づき、自衛隊に対し以下により災害派遣を要請するものとする。

1 災害派遣要請の基準

- (1) 特別防災区域において災害が発生し、県民の生命及び財産を保護するための災害応急対策の実施が自衛隊以外の機関で不可能又は困難であると認められるとき。
- (2) 特別防災区域において災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ自衛隊の派遣以外に方法がないとき。

2 災害派遣要請の手続

- (1) 市長の派遣要請の要求

市長は、自衛隊の派遣を要請しなければならない事態が発生(次項に規定する場合を含む。)したときは、災害派遣要求書(県地域防災計画添付資料参照)に次の事項を記入し、四日市地域防災総合事務所長又は紀北地域活性化局長を経由して知事(防災対策部消防・保安課)に提出する。ただし、事態が急を要するときは、電話又は非常無線等で通報し、事後に文書を送付することができる。

また、市長は、人命救助等事態が急迫し、速やかに自衛隊の派遣を要すると認められる場合は、知事に対し自衛隊の派遣の要請を求めることができる。その後、必要に応じて直接自衛隊に対し事態の状況を通報することができる。

なお、知事に派遣要請を求めることができない場合には、市長は、その旨及び当該市の地域に係る災害の状況を自衛隊の部隊等の長に通知することができる。ただし、事後速やかに自衛隊の部隊等の長に通知した旨を知事に通知する。

- ア 災害の状況及び派遣要請を要求する事由(特に災害区域の状況を明らかにすること。)

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となる事項

※ 緊急時派遣要請要求先電話番号

消防・保安課 平日の昼間 059-224-2183

平日の夜間及び土、日、祝日 059-224-2189

- (2) 防災関係機関の派遣要請の要求

防災関係機関は、自衛隊の派遣を要請しなければならない事態が発生したときは、市長に通報する。